

書面添付制度（ビデオ研修）

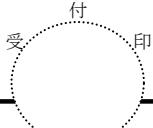
～ 相続税 VTR 編（記載内容の確認）～

近畿税理士会 天王寺支部

収録場所：たかつガーデン

収録日：令和3年8月27日 金曜日

講師：近畿税理士会業務対策部



税務代理権限証書

※整理番号

年 月 日 税務署長 殿	氏名又は名称 税理士 又は 税理士法人	高橋 慎祐
		高橋慎祐税理士事務所 大阪市○○区□□○-○-○
	事務所の名称 及び所在地	電話 (00) 0000 - 0000 連絡先 [電話 () -]
	所属税理士会等	○○ 税理士会 ○○ 支部 登録番号等 第 000000 号

上記の 税理士 を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。
平成 30 年 8 月 21 日

過年分に 関する 税務代理	下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等(以下「過年分」といいます。)についても税務代理を委任します(過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。)。【委任する場合は□にレ印を記載してください。】	<input type="checkbox"/>
調査の通知に関する同意	上記の代理人に税務代理を委任した事項(過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。以下同じ。)に関して調査が行われる場合には、私(当法人)への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください。】	<input checked="" type="checkbox"/>
代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め	上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、上記の代理人をその代表する代理人として定めます。【代表する代理人として定める場合は□にレ印を記載してください。】	<input type="checkbox"/>

依頼者	氏名又は名称	出川 花子	(印)
	住所又は事務所の所在地	大阪市○○区□□○-○-○	電話 (00) 0000 - 0000

1 税務代理の対象に関する事項

税目 (該当する税目にレ印を記載してください。)	年分等	
所得税(復興特別所得税を含む) ※申告に係るもの	<input type="checkbox"/>	平成 年分
復興特別法人税・ 法地方法人税を含む	<input type="checkbox"/>	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
消費税及び 地方消費税(譲渡割)	<input type="checkbox"/>	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
所得税(復興特別所得税を含む) ※源泉徴収に係るもの	<input type="checkbox"/>	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (法定納期限到来分)
相続税	<input checked="" type="checkbox"/>	平成30年 5月25日相続開始
税	<input type="checkbox"/>	
税	<input type="checkbox"/>	
税	<input type="checkbox"/>	

2 その他の事項

※事務処理欄	部門	業種	他部門等回付	・	・	() 部門
--------	----	----	--------	---	---	--------

相続税の申告書

F D 3 5 5 9

_____ 稅務署長
年 月 日 提出

稅務署長

_____年_____月_____日提出

相続開始年月日 30 年 5 月 25 日

※申告期限延長日 年 月 日

第1表（平成30年分以降用）^(注)

(2) 欄の金額が赤字となる場合は、(2) 欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、(2) 欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第11の2表⑨）があるときは、(2) 欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※ 稅務署
整理欄
通 信
日付印
年月日
・
(確認)
(者印)

相続税の申告書(続)

F D 3 5 6 0

※申告期限延長日		年月日		※申告期限延長日		年月日	
○フリガナは、必ず記入してください。		財産を取得した人		財産を取得した人			
フリガナ		デガワ イチロウ		デガワ ジロウ			
氏名		出川 一郎		出川 二郎			
個人番号又は法人番号		〔個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としこから記入してください。〕		〔個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としこから記入してください。〕			
生年月日		昭和 57 年 11 月 14 日 (年齢 35 歳)		昭和 62 年 11 月 22 日 (年齢 30 歳)			
住所		〒 000-0000 神戸市〇〇区□□〇-〇-〇		〒 000-0000 京都市〇〇区□□〇-〇-〇			
(電話番号)		(000 -000 -0000)		(000 -000 -0000)			
被相続人との続柄	職業	長男	会社員	二男	会社員		
取得原因		(相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与)		(相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与)			
※整理番号							
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	①	3 5 0 0 0 0 0	円	6 0 0 0 0 0 0	円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②					
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③					
	純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④	3 5 0 0 0 0 0		6 0 0 0 0 0 0		
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤					
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	3 5 0 0 0 0 0		6 0 0 0 0 0 0		
各人の算出税額の計算	法定相続人の数	遺産に係る基礎控除額					
	相続税の総額	⑦					
	一般の場合 (⑩の場合を除く)	⑧	0 . 0 6 3 5 0 4 7 3 5 7	円	0 . 1 0 8 8 6 5 2 6 1 0	円	
	農地等納税猶予の適用を受ける場合	⑨	4 5 1 7 1	円	7 7 4 3 6	円	
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑥)	⑩					
	年課税分の贈与税額控除額 (第4表の2⑤)	⑪					
各人の納付控除	配偶者の税額軽減額 (第5表②又は③)	⑫					
	未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	⑬					
	障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	⑭					
	相次相続控除額 (第7表⑬又は⑯)	⑮					
	外國税額控除額 (第8表1⑧)	⑯					
	計	⑰					
還付税額の計算	差引税額 (⑨+⑪-⑰又は⑩+⑪-⑰) (赤字のときは0)	⑱	4 5 1 7 1		7 7 4 3 6		
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑧)	⑲	0 0		0 0		
	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	⑳					
	小計(⑯-⑲-⑳) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉑	4 5 1 0 0		7 7 4 0 0		
	農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉒	0 0		0 0		
	株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)	㉓	0 0		0 0		
特例株式等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	㉔	0 0		0 0			
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	㉕	0 0		0 0			
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	㉖	0 0		0 0			
申告納税額 (㉑-㉒-㉓-㉔-㉕-㉖)	㉗	4 5 1 0 0		7 7 4 0 0			
還付される税額	㉘	△		△			
申告区分	年分	グループ番号	補完番号	補完番号	管理補完	確認	検算印
名簿番号	年月日						

第1表(続)(平成30年分以降用)

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外國税額控除額 第11の2表⑨があるときの②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※の項目は記入する必要がありません。

相続税の総額の計算書

被相続人 出川 太郎

○この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
○この表を修正申告書の第2表として使用するときは、①欄には修正申告書第1表の④欄の金額を記入し、②欄には修正申告書第1表の⑤欄の金額を記入します。

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。 なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の⑤欄及び⑥欄並びに⑦欄から⑪欄までは記入する必要がありません。									
① 課税価格の合計額		② 遺産に係る基礎控除額				③ 課税遺産総額			
⑦ (第1表) (⑥⑧)	円 55,114,000	(⑧の法定相続人の数) 3,000万円 + (600万円 × ⑨ 3人) =				⑧ 万円 4,800	⑨ (⑦-⑧) 7,114,000	円	
⑤ (第3表) (⑥⑧)	,000	⑨の人数及び⑧の金額を第1表⑧へ転記します。				⑩ (⑦-⑧),000	⑪ (⑦-⑧),000	円	
④ 法定相続人 (注) 1 参照		⑤ 左の法定相続人に応じた法定相続分	第1表の「相続税の総額⑦」の計算				第3表の「相続税の総額⑦」の計算		
			⑥ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑨×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑦ 相続税の総額の基となる税額 (下の「速算表」で計算します。)	⑨ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑩×⑤) (1,000円未満切捨て)				⑩ 相続税の総額の基となる税額 (下の「速算表」で計算します。)
出川 花子	妻	1 2	円 3,557,000	円 355,700	円 ,000	円 ,000	円 ,000	円 ,000	円 ,000
出川 一郎	長男	1 4	1,778,000	177,800					
出川 二郎	二男	1 4	1,778,000	177,800					
			,000						
			,000						
			,000						
			,000						
			,000						
			,000						
法定相続人の数	⑧ 人 3	合計 1	⑨ 相続税の総額 (⑦の合計額) (100円未満切捨て)	711,300	⑩ 相続税の総額 (⑪の合計額) (100円未満切捨て)	00			

(注) 1 ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

2 ⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑩欄の金額を第1表⑦欄へ転記するとともに、⑪欄の金額を第3表⑦欄へ転記します。

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	10,000千円以下	30,000千円以下	50,000千円以下	100,000千円以下	200,000千円以下	300,000千円以下	600,000千円以下	600,000千円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	— 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。

⑥欄の金額×税率－控除額=⑦欄の税額 ⑨欄の金額×税率－控除額=⑩欄の税額

例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額 (⑦欄) は、30,000千円×15%－500千円=4,000千円です。

○連帯納付義務について

相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

(資4-20-3-A4統一)

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人 出川 太郎

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業) (相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第1表の④の金額) [配偶者の法定相続分]				①※	円
		$55,114,000 \text{円} \times \frac{1}{2} = 27,557,000 \text{円}$				160,000,000	
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円							
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額	⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④+⑤) の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)			
	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ (②-③) の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)				
	円 47,384,200	円 1,770,000	円 0	円 1,770,000	円 0	※	円 45,614,000
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)	⑧ ⑨の金額と⑩の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)				
	円 711,300	円 45,614,000	円 55,114,000				円 588,693
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑨又は⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額) (_____円 - _____円)				⑪	円 588,693	
配偶者の税額軽減額	(⑩の金額と⑪の金額のうちいずれか少ない方の金額)				⑫	円 588,693	

(注) ⑫の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第3表の④の金額) [配偶者の法定相続分]				⑪※	円
		$,000 \text{円} \times \frac{1}{2} = ,000 \text{円}$				16,000万円	
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円							
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	⑪ 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額	⑫ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑫の金額)	⑬ (⑪-⑫+⑮) の金額 (⑫の金額より小さいときは⑫の金額) (1,000円未満切捨て)			
	⑫ 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	⑬ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	⑭ (⑫-⑬) の金額 (⑬の金額が⑫の金額より大きいときは0)				
	円	円	円				,000
⑯ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)	⑰ ⑯の金額と⑲の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑱ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額)	⑲ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑯×⑰÷⑱)				
	円 00	円 ,000	円				
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額) (_____円 - _____円)				⑳	円	
配偶者の税額軽減額	(⑲の金額と⑳の金額のうちいずれか少ない方の金額)				㉑	円	

(注) ㉑の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

※ 相続税法第19条の2第5項((隠蔽又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用))の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の④の金額)、⑥、⑦、⑨、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の④の金額)、⑯、⑰及び⑲の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

生命保険金などの明細書

被相続人 出川 太郎

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
	○○生命保険	30. 8.25	10,000,000 円	出川 花子
	○○生命保険	30. 8.25	10,000,000	出川 二郎
		.		
		.		
		.		

- (注) 1 相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
 2 相続人以外の人が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。
 3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	〔第2表の①の法定相続人の数〕 (500万円× 3人)により計算した金額を右の④に記入します。)		④ 円 15,000,000
保険金などを受け取つた相続人の氏名	① 受け取つた保険金などの金額	② 非課税金額 (④ × 各人の① ③)	③ 課税金額 (① - ②)
出川 花子	10,000,000 円	7,500,000 円	2,500,000 円
出川 二郎	10,000,000	7,500,000	2,500,000
合 計	④ 20,000,000	15,000,000	5,000,000

- (注) 1 ④の金額が①の金額より少ないとときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
 2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人

出川 太郎

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況		区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割		
		分 割 の 日					
財産の明細						分割が確定した財産	
種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量 固定資産税額 評価額	単価 倍数	価額	取得した人の氏名 取得財産の額
土地	宅地	自用地	大阪市〇〇区□□〇〇	247.5 m ²	294,600 円	円 14,582,700	出川 花子 14,582,700
((計))						14,582,700)
家屋	家屋	自用家屋	大阪市〇〇区□□〇一〇一〇	450 m ²		8,000,000	出川 花子 8,000,000
((計))						8,000,000)
現金預貯金等	現金					10,500,000	出川 花子 8,500,000
							出川 一郎 1,000,000
							出川 二郎 1,000,000
現金預貯金等	〇〇銀行					10,000,000	出川 花子 10,000,000
現金預貯金等	〇〇銀行					5,000,000	出川 一郎 1/2 2,500,000
							出川 二郎 1/2 2,500,000
現金預貯金等	〇〇銀行					2,000,000	出川 花子 2,000,000
((計))						27,500,000)
家庭用財産	家財					300,000	出川 花子 300,000
((計))						300,000)
その他の財産	生命保険金等			第9表のとおり		5,000,000	出川 花子 2,500,000
				"			出川 二郎 2,500,000
(小計)						5,000,000)
その他の財産	その他	電話加入権				1,500	出川 花子 1,500
その他の財産	その他	車両				1,500,000	出川 花子 1,500,000
(小計)						1,501,500)
合計表	財産を取得した人の氏名		(各人の合計)	出川 花子	出川 一郎	出川 二郎	
	分割財産の価額	①	円 56,884,200	円 47,384,200	円 3,500,000	円 6,000,000	円
	未分割財産の価額	②					
	各人の取得財産の価額(①+②)	③	円 56,884,200	円 47,384,200	円 3,500,000	円 6,000,000	

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。

2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から⑧までの該当欄に転記します。

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 出川 太郎

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。

2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から②までの該当欄に転記します。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

被相続人 出川 太郎

この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。

なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうちに、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、**第11・11の2表の付表2**を作成します（第11・11の2表の付表2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。）。

1 特例の適用にあたっての同意

この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。

私(私たち)は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

氏名	出川 花子	

(注) 1 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。

2 上記の各欄に記入しきれない場合には、**第11・11の2表の付表1(続)**を使用します。

2 小規模宅地等の明細

この欄は、小規模宅地等についての特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。

「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。

小規模宅地等の種類: ① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等

選 択 し た 小 規 模 宅 地 等	小規模宅地等の種類	① 特例の適用を受ける取得者の氏名 [事業内容]	⑤ ③のうち小規模宅地等(「限度面積要件」を満たす宅地等)の面積
	② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等(④×⑤)の価額	
	③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額(⑥×⑨)	
	④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額(④−⑦)	
	1 ① 出川 花子 []	⑤ 2 4 7 . 5 m ²	m ²
1	② 大阪市○○区□□○○	⑥ □□□□ 7 2 9 1 3 5 0 0 円	円
	③ □□□ 2 4 7 . 5 m ²	⑦ □□□□ 5 8 3 3 0 8 0 0 円	円
	④ □□□□ 7 2 9 1 3 5 0 0 円	⑧ □□□□ 1 4 5 8 2 7 0 0 円	円
	□ ① []	⑤ □□□□ . □□□□□□□□	m ²
□	②	⑥ □□□□□□□□□□□□□□	円
	③ □□□□ . □□□□□□□□	⑦ □□□□□□□□□□□□□□	円
	④ □□□□□□□□□□□□□□	⑧ □□□□□□□□□□□□□□	円
	□ ① []	⑤ □□□□ . □□□□□□□□	m ²
□	②	⑥ □□□□□□□□□□□□□□	円
	③ □□□□ . □□□□□□□□	⑦ □□□□□□□□□□□□□□	円
	④ □□□□□□□□□□□□□□	⑧ □□□□□□□□□□□□□□	円
	□ ① []	⑤ □□□□ . □□□□□□□□	m ²
□	②	⑥ □□□□□□□□□□□□□□	円
	③ □□□□ . □□□□□□□□	⑦ □□□□□□□□□□□□□□	円
	④ □□□□□□□□□□□□□□	⑧ □□□□□□□□□□□□□□	円
	□ ① []	⑤ □□□□ . □□□□□□□□	m ²

(注) 1 ①欄の「[]」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(②、③又は④)である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。

2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「賃貸割合」が1でないときには、**第11・11の2表の付表1(別表)**を作成します。

3 ⑧欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

4 上記の各欄に記入しきれない場合には、**第11・11の2表の付表1(続)**を使用します。

○ 「限度面積要件」の判定

上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。

※の項目は記入する必要がありません。

小規模宅地等の区分	被相続人等の居住用宅地等				被相続人等の事業用宅地等				
	小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等	④ 貸付事業用宅地等	⑨ 減額割合	80 100	80 100	80 100
⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計	247.5 m ²					247.5 m ²			
⑪ イ ④の面積	[①の⑩の面積] 247.5 m ²	[②の⑩及び③の⑩の面積の合計] 247.5 m ²							
イ ④の面積	247.5 m ²	≤ 330 m ²							
ロ ④の面積	[①の⑩の面積] 247.5 m ² × 200 / 330 + [②の⑩及び③の⑩の面積の合計] 247.5 m ² × 200 / 400 + [④の⑩の面積] 247.5 m ² ≤ 200 m ²								

(注) 限度面積は、小規模宅地等の種類(「④ 貸付事業用宅地等」の選択の有無)に応じて、⑪欄(イ又はロ)により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。

※ 税務署整理欄	年 分	名簿 番号	申告 年月日	一連 番号	グループ 番号	補完
----------	-----	-------	--------	-------	---------	----

第11・11の2表の付表1

(資 4-20-12-3-1-A4統一)

第11・11の2表の付表1(平成27年分以降用)

債務及び葬式費用の明細書

被相続人 出川 太郎

1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

債務の明細				負担することが確定した債務			
種類	細目	債権者		発生年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額
		氏名又は名称	住所又は所在地				
未払金	入院代			..	円 150,000	出川 花子	円 150,000
未払金	電話代			..	5,000	出川 花子	5,000
未払金	電気代			..	5,000	出川 花子	5,000
未払金	ガス代			..	5,000	出川 花子	5,000
未払金	水道代			..	5,000	出川 花子	5,000
合計					170,000		

2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

葬式費用の明細				負担することが確定した葬式費用	
支払先		支払年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額
氏名又は名称	住所又は所在地				
○○寺		30. 5. 31	円 1,500,000	出川 花子	円 1,500,000
○○サービス		30. 5. 31	100,000	出川 花子	100,000
		..			
		..			
		..			
		..			
合計			1,600,000		

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)	出川 花子			
債務	負担することが確定した債務	①	円 170,000	円 170,000	円	円
	負担することが確定していない債務	②				
	計 (①+②)	③	170,000	170,000		
葬式費用	負担することが確定した葬式費用	④	1,600,000	1,600,000		
	負担することが確定していない葬式費用	⑤				
	計 (④+⑤)	⑥	1,600,000	1,600,000		
合計 (③+⑥)		⑦	1,770,000	1,770,000		

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。

2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の⑯、⑰及び⑲欄にそれぞれ転記します。

第15表（平成30年分以降用）

相続財産の種類別価額表 (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

F D 3 5 3 7

(単位は円)		被相続人	出川 太郎									
種類	細目	番号	各人の合計									
※ 整理番号	田	①	被相続人									
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	畠	②										
宅地	地	③	1 4 5 8 2 7 0 0									
山林		④										
その他の土地		⑤										
	計	⑥	1 4 5 8 2 7 0 0									
(6)のうち特例農地等	通常価額	⑦										
	農業投資価格による価額	⑧										
家屋、構築物		⑨	8 0 0 0 0 0 0 0									
事業用財産	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	⑩										
農業	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪										
	売掛金	⑫										
	その他の財産	⑬										
	計	⑭										
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑮										
	その他の方式によったもの	⑯										
	⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑰										
	公債及び社債	⑱										
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑲										
	計	⑳										
	現金、預貯金等	㉑	2 7 5 0 0 0 0 0									
	家庭用財産	㉒	3 0 0 0 0 0									
その他 の財産	生命保険金等	㉓	5 0 0 0 0 0 0									
	退職手当金等	㉔										
	立木	㉕										
	その他の	㉖	1 5 0 1 5 0 0									
	計	㉗	6 5 0 1 5 0 0									
	合計 (6)+(9)+(14)+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖)	㉘	5 6 8 8 4 2 0 0									
※の項目は記入する必要がありません。	相続時精算課税適用財産の価額	㉙										
	不動産等の価額 (6)+(9)+(10)+(15)+(16)+(25)	㉚	2 2 5 8 2 7 0 0									
	⑯のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額	㉛										
	⑰のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額	㉜										
	⑯のうち特例株式等納税猶予対象の株式等の価額	㉝										
	⑰のうち特例株式等納税猶予対象の株式等の価額	㉞										
債務等	債務	㉟	1 7 0 0 0 0									
	葬式費用	㉟	1 6 0 0 0 0									
	合計(㉟+㉟)	㉟	1 7 7 0 0 0									
	差引純資産価額(㉙+㉚-㉛) (赤字のときは0)	㉛	5 5 1 1 4 2 0 0									
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額	㉛										
	課税価格(㉛+㉛) (1,000円未満切捨て)	㉛	5 5 1 1 4 0 0 0									
	※税務署整理欄	申告区分	年分	名簿番号	申告年月日						グループ番号	

第15表(続) (平成30年分以降用)

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

F D 3 5 3 8

(単位は円)		被相続人	出川 太郎								
種類	細目	番号	(氏名) 出川 一郎								
※ 整理番号									(氏名) 出川 二郎		
土地(土地の上に存する権利を含みます。)	田	①	<input type="checkbox"/>								
	畑	②	<input type="checkbox"/>								
宅地	地	③	<input type="checkbox"/>								
山林	林	④	<input type="checkbox"/>								
その他の土地		⑤	<input type="checkbox"/>								
	計	⑥	<input type="checkbox"/>								
(6)のうち特例農地等	通常価額	⑦	<input type="checkbox"/>								
	農業投資価格による価額	⑧	<input type="checkbox"/>								
家屋、構築物		⑨	<input type="checkbox"/>								
事業(農業用財産)	機械、器具、農耕具、その他の減価償却資産	⑩	<input type="checkbox"/>								
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪	<input type="checkbox"/>								
	売掛金	⑫	<input type="checkbox"/>								
	その他の財産	⑬	<input type="checkbox"/>								
	計	⑭	<input type="checkbox"/>								
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑮	<input type="checkbox"/>								
	その他の方式によったもの	⑯	<input type="checkbox"/>								
	⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑰	<input type="checkbox"/>								
	公債及び社債	⑱	<input type="checkbox"/>								
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑲	<input type="checkbox"/>								
	計	⑳	<input type="checkbox"/>								
	現金、預貯金等	㉑	<input type="checkbox"/>	3 5 0 0 0 0 0	<input type="checkbox"/>						
	家庭用財産	㉒	<input type="checkbox"/>								
その他の財産	生命保険金等	㉓	<input type="checkbox"/>								
	退職手当金等	㉔	<input type="checkbox"/>								
	立木	㉕	<input type="checkbox"/>								
	その他の	㉖	<input type="checkbox"/>								
	計	㉗	<input type="checkbox"/>								
	合計 (6)+(9)+(14)+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗)	㉘	<input type="checkbox"/>	3 5 0 0 0 0 0	<input type="checkbox"/>						
※の項目は記入する必要がありません。	相続時精算課税適用財産の価額	㉙	<input type="checkbox"/>								
	不動産等の価額 (6)+(9)+(10)+(15)+(16)+(25)	㉚	<input type="checkbox"/>								
	⑯のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額	㉛	<input type="checkbox"/>								
	⑰のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額	㉜	<input type="checkbox"/>								
	⑯のうち特例株式等納税猶予対象の株式等の価額	㉝	<input type="checkbox"/>								
	⑰のうち特例株式等納税猶予対象の株式等の価額	㉞	<input type="checkbox"/>								
債務等	債務	㉟	<input type="checkbox"/>								
	葬式費用	㉟	<input type="checkbox"/>								
	合計(㉟+㉟)	㉟	<input type="checkbox"/>								
	差引純資産価額(㉙+㉚-㉟) (赤字のときは0)	㉟	<input type="checkbox"/>	3 5 0 0 0 0 0	<input type="checkbox"/>						
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	㉟	<input type="checkbox"/>								
	課税価格(㉟+㉟) (1,000円未満切捨て)	㉟	<input type="checkbox"/>	3 5 0 0 0 0 0	<input type="checkbox"/>						
	※税務署整理欄	申告区分	<input type="checkbox"/>	年分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	名簿番号	<input type="checkbox"/>	申告年月日	<input type="checkbox"/>	グループ番号

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

局(所)署 大阪	
年分 30	ページ 00000

(住居表示) 所在地番	(大阪市〇〇区□□〇-〇-〇)	所有者	住所(所在地) 氏名 (法人名)	大阪市〇〇区□□〇-〇-〇	使用者	住所(所在地) 氏名 (法人名)	大阪市〇〇区□□〇-〇-〇
地目	地積	路線価					
宅地 田原野 畠 [雜種地]	m ² 247.5	正面 円 275,000	側方 円 245,000	側方 円	裏面 円		地形図及び参考事項
間口距離	m 15	自用地 貸家建付借地 貸宅地 貸家建付地 借地 私道	地 區 分	ビル街地区 高度商業地区 繁華街地区	普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区		
奥行距離	m 16.5	地 區 分		普通商業・併用住宅地区			
自用地	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) 275,000 円 × 1				(1 m ² 当たりの価額) 円 275,000	A	
1 平方メートル	2 二路線に面する宅地 (A) 275,000 円 + (245,000 円 × 1 × 0.08)				(1 m ² 当たりの価額) 円 294,600	B	
の価額	3 三路線に面する宅地 (B) 円 + (円 × . × 0.)				(1 m ² 当たりの価額) 円	C	
	4 四路線に面する宅地 (C) 円 + (円 × . × 0.)				(1 m ² 当たりの価額) 円	D	
自用地	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) 円 × (. × .)				(1 m ² 当たりの価額) 円	E	
自用地	5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの) 不整形地補正率※ 円 × 0.				(1 m ² 当たりの価額) 円	F	
自用地	※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) m × (想定整形地の奥行距離) m = (想定整形地の地積) m ² (想定整形地の地積) m ² - (不整形地の地積) m ² ÷ (想定整形地の地積) m ² = (かげ地割合) % (不整形地補正率表の補正率) 0. × (間口狭小補正率) (小数点以下2位未満切捨て) ① { (1、2のいづれか低い) } (不整形地補正率) (奥行長大補正率) × (間口狭小補正率) ② { (率、0.6を限度とする。) } 0.						
自用地	6 地積規模の大きな宅地 (AからFまでのうち該当するもの) 規模格差補正率※ 円 × 0.				(1 m ² 当たりの価額) 円	G	
自用地	※規模格差補正率の計算 (地積 (Ⓐ)) (Ⓑ) (Ⓒ) (地積 (Ⓓ)) (小数点以下2位未満切捨て) { (m ² × +) ÷ m ² } × 0.8 = 0.						
自用地	7 無道路地 (F又はGのうち該当するもの) 円 × (1 - 0.)				(1 m ² 当たりの価額) 円	H	
自用地	※割合の計算 (0.4を限度とする。) (正面路線価) (通路部分の地積) (F又はGのうち) 評価対象地の地積 (円 × m ²) ÷ (円 × m ²) = 0.						
自用地	8 がけ地等を有する宅地 (AからHまでのうち該当するもの) 円 × 0.				(1 m ² 当たりの価額) 円	I	
自用地	9 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからIまでのうち該当するもの) 円 × (1 - 0.)				(1 m ² 当たりの価額) 円	J	
自用地	10 私道 (AからJまでのうち該当するもの) 円 × 0.3				(1 m ² 当たりの価額) 円	K	
自用地の額	自用地1平方メートル当たりの価額 (AからKまでのうちの該当記号) (B) 円	地積 m ² 247.5	総額 (自用地1m ² 当たりの価額) × (地積) 72,913,500			L	

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。

2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の価額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。

参考例

相続税 申告書 (年分・年月日 事業年度分・H30年5月25日相続開始) に係る

受付印

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

33の2(1)

平成31年1月25日

○○ 税務署長殿

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 高橋 慎祐	印
	事務所の所在地	大阪市○○区□□○一○一○	電話 (OO) 0000 - 0000
書面作成に 係る税理士	氏名	税理士 高橋 慎祐	印
	事務所の所在地	大阪市○○区□□○一○一○	電話 (OO) 0000 - 0000
	所属税理士会等	○○ 税理士会 ○○ 支部 登録番号 第○○○○○○号	
税務代理権限証書の提出	(有)	(相続税)	・ 無
依頼者	氏名又は名称	出川 花子	
	住所又は事務所 の 所 在 地	大阪市○○区□□○一○一○	電話 (OO) 0000 - 0000

私(当法人)が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。

1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項

帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
相続税の申告書、土地等の評価明細書	死亡診断書、戸籍謄本、相続関係図、被相続人及び相続人家族年表、預貯金証書写、残高証明書、相続人預貯金証書写(一部抜粋)、土地及家屋固定資産税評価証明書、住宅地図、地番図、路線図、家屋図面、保険金通知書、債務及び葬式費用(請求書及び支払後の領収書)遺産分割協議書、所得及び資産形成状況整理表

2 提示を受けた帳簿書類(備考欄の帳簿書類を除く。)に記載されている事項

帳簿書類の名称	備考
出川花子の所得状況説明書、株式購入並びに譲渡内訳及び株式配当のメモ、居住関係説明書	なし

※事務 処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績	事前通知等事績	
					年月日	税理士名	通知年月日
					・・		・・

(1/4)

※整理番号	
-------	--

3 計算し、整理した主な事項

区分	事項	備考
(1)	<p>不動産の評価について</p> <p>現地に出向き、実際の間口、及び奥行距離を確認した。二路線に接していることを確認し、写真を撮影し記録を残している。側方路線の路線価に側方路線影響加算率をかけ、正面路線に加算し、路線価を計算した。</p> <p>相続人花子が相続する旨を遺産分割協議書にて確認し、また花子が現在も引き続き居住していることを確認している。また相続税申告書第11・11の2表の付表1の同意欄に記載もれが無いか確認した。</p> <p>宅地評価について検討事項のもれがないかどうかについては相続税チェックリストにより検討を行っている。</p>	<p>固定資産税評価証明書 路線価図、地番図、住宅地図、現場写真 生計維持状況の確認</p> <p>相続税チェックリストによる加算項目及び減額項目等の確認</p>
(2)	<p>(1)のうち顕著な増減事項</p> <p>相続開始前に預貯金から引き出された現金について</p> <p>太郎の容態が悪化してから、相続開始の日までの間、太郎の預金から毎日引き出された現金 50万円×20回分が相続開始日において現金として保管されていたとの説明を受けたので相続財産に現金として計上している。引き出し分の 10,000,000 円については、花子が主に相続し、葬式費用等の負担を行った。一部を一郎二郎が相続している。</p> <p>名義預金について</p> <p>退職金 3,000 万円のうち、1,000 万円が出川花子名義で残されていたが、その管理支配の状況を確認し贈与の成立がないと判断して、その旨を説明し、名義預金として 11 表に加算している。</p>	<p>増 減 理 由</p>
(3)	<p>(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項</p>	<p>変 更 等 の 理 由</p>

(2/4)

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
名義預金の申告方法について	相続人出川花子名義の預金について、どのように申告を行うべきかについて相談を受けた。出川花子は概ねその存在については知っていたものの、贈与が成立していないという事実を確認したうえで、実質上被相続人の預金として申告すべきことを説明し同意を得た。
自宅に関する相続について	相続税負担に関し、遺産分割の影響について相談を受けたため、小規模宅地課税特例の適用について説明した。
将来の二次相続について	二次相続で考えられる小規模宅地課税特例選択について相談を受けたため、いわゆる「家なき子」特例に関して、不確定要素があるものの現時点では、二郎が相続した場合に、一定要件のもと、居住なしに特例適用が可能であることを説明している。
生命保険金の課税について	生命保険金の課税について相談を受けたため、保険料負担者、被保険者、保険金受取人の別にそれぞれの課税関係を整理し、説明を行った。また生命保険契約の権利に関する課税関係の説明も行った。
5 その他	
金融機関関係者からの紹介で当該案件の依頼を受けたので、それ以前の面識はない。相続発生後、間もなく依頼を受け、自宅にうかがい聞き取りを開始し、面談は合計〇〇回した。最終打ち合わせを〇月〇日高橋税理士事務所内応接室で行い、あらかじめ作成を依頼していた、遺産分割協議案に基づいて申告書を作成した。	

		※整理番号	
* 追加記載する事項			
A 3 計算し、整理した主な事項(1)			
B 区分	C 事項	D 備考	
出川花子名義の預金についての検討			
	相続人出川花子名義の二口座の取引履歴を確認した。太郎の退職金 3,000 万円のうち、出川花子名義で〇〇銀行〇〇支店普通預金に預けられていた 1,000 万円について、名義預金として相続財産に計上したものその他、出川花子の〇〇銀行△△支店の普通預金の通帳に 5,000 万円と多額の金額の貯蓄があった。この資産形成についての履歴を確認し、パート収入を元手に株式投資により地道に形成してきたものであるとの花子の説明との整合性があり、花子固有の財産であったと判断して名義預金とはしていない。	出川花子名義通帳 〇〇銀行〇〇支店普通預金通帳 〇〇銀行△△支店普通預金通帳 出川花子の 資産形成及び所得状況説明書 株式購入及び譲渡のメモ 配当受領のメモ	
* 追加記載する事項			
A 3 計算し、整理した主な事項(1)			
B 区分	C 事項	D 備考	
預貯金	預貯金の残高証明書及び、太郎名義の通帳に関する取引履歴 5 年分について、確認した。年金振込通帳から、生活費や、水道光熱費等の引き出しが行われていたが、通常時は、特に退職金の 1,000 万円をのぞいては、使途不明な多額の引き出しは行われていなかった。	残高証明書 太郎分〇〇銀行〇〇支店 普通預金口座取引履歴 5 年間分 定期預金等証書等解約履歴 相続手続依頼書控 遺産分割協議書	
生命保険金	生命保険については、掛金負担が行われていたかどうかについて、通帳で内容を確認し、証書により契約者及び被保険者を直接確認している。	生命保険証書写 保険金支払通知書 相続手続時書類	

(4 / 4)

			※整理番号	
*追加記載する事項				
A 3 計算し、整理した主な事項(1)				
B 区分	C 事項	D 備考		
生命保険金	他にも、契約者が太郎氏で、被保険者及び受取人が他の親族である、生命保険に関する権利等のものがないかどうか 口頭により確認を行っている。		生命保険契約に関する権利等 口頭による聞き込み	
自動車	車検証により 車種等内容を確認している。評価額について、購入年月日及び使用頻度に基づき評価している。		車検証及び評価査定書	
電話加入権	相続手続時の書類から、その所在を明らかにしている。		相続手続時書類	
債務及び葬式費用	請求書及び領収書を確認し、保存を指示した。		請求書及び領収書	
*追加記載する事項				
A				
B	C	D		

(4/4)